

4.ケタミンの取り扱いについて

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の一部改正により、動物実験に麻酔薬として広く用いられてきたケタミンが麻薬に指定されました(施行日:平成19年1月1日)。

つきましては、当施設において、ケタミンを使用される方々は、下記の要領で取り扱って頂くようお願い申し上げます。

＜ケタミンの取り扱い要領＞

1. 施設内保管の不可:麻薬類は、向精神薬、毒物・劇物などと同じく施設内ではなく、各研究室にて保管・管理すること。
2. 施設内放置の禁止:使用の都度搬入・搬出し、施設内に放置しないこと。

参考資料

1. 商品名:ケタミン、ケタラル、ノモペインなど
2. 麻薬研究者免許の手続き:
 - 問い合わせ及び申請先:京都府薬務室
 - ①連絡方法:Tel 075-414-4786
FAX 075-414-4792
E-mail yakumu@pref.kyoto.lg.jp
 - ②場所:京都府庁2号館2階<http://www.pref.kyoto.jp/access.html>
 - ③参照HP: <http://www.pref.kyoto.jp/yakumu/ketamine.html>
3. 学術研究(動物実験)に使用する際の留意事項
 - ケタミンを取り扱う場合、「麻薬研究者免許」を取得し、「麻薬及び向精神薬取締法」に基づく厳重な保管・取り扱い(麻薬保管庫設置・麻薬帳簿記録・年間使用報告など)を行う。
4. 罰則規定
 - みだりに、本邦もしくは外国に輸入し、本邦もしくは外国から輸出し、又は製造した者:1年以上10年以下の懲役。
 - みだりに、製造し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者:7年以下の懲役。

以上。

